

評価細目の第三者評価結果

（障害者・児福祉サービス分野）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	さいたま市社会福祉事業団の経営理念および経営基本方針については、法人ホームページを通して広く周知されています。また、保護者向けの入室説明会においては、資料を配付し、理念や方針について分かりやすく説明するなど、理解促進に努めています。さらに、年度当初の職員研修において理念および基本方針を配布し、職員全体への周知と共有が図られています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-（1）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	さいたま市内の療育施設連絡会議に参加し、さいたま市における児童発達支援の動向を把握するとともに、中央区地域協議会・児童ワーキングを通して、中央区における発達支援を必要とする児童や学童の現況把握に努めています。また、利用者アンケートを年1回実施し、利用者のニーズの把握に取り組んでいます。
I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	施設の経営課題や具体的な取り組みについて整理し、事務局と共有しています。経営ヒアリングとして、1年を3期に分けて取り組み状況の報告および協議を行い、その結果を職員へ周知するなど、組織的な運営体制が整えられています。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-（1）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	法人において、経営基本計画および経営実施計画が策定されており、これらに基づいて法人および各施設の取組計画が明確に示されています。施設では、法人の方針を踏まえた計画的な運営が行われており、組織全体として一体的な経営管理体制が整えられています。
I-3-（1）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	法人の経営基本計画および経営実施計画に基づき、施設としての取組計画を作成するとともに、単年度の事業計画を策定し、計画的な運営に取り組んでいます。
I-3-（2） 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-（2）-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画は前年度末に作成され、年度当初に職員へ周知されています。あわせて、年度末には事業計画に対する実施状況の報告を作成し、その内容を職員に共有するなど、計画と振り返りを重視した運営が行われています。
I-3-（2）-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画については、掲示を行い利用者へ周知しています。あわせて、事業計画に基づく行事や活動については、目的等を分かりやすく記載したお便りを保護者へ配布するなど、内容の理解が深まるよう工夫した情報提供が行われています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	児童発達支援ガイドラインに基づき、「事業者向け自己評価表」および「保護者等向け評価表」を用いた評価を実施し、その集計結果について公表しています。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	自己評価から明らかになった課題や改善策について、職員間で共有し、改善に向けた取り組みが行われています。 また、年度当初には法人として業務の棚卸しを実施し、抽出された課題について対応方法を協議のうえ実践するなど、継続的な業務改善に取り組んでいます。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	施設取組計画や事業計画、稼働率・自己収入評価表を通して、運営および経営に関する方針や状況を明確にするともに、業務分掌により職員それぞれの役割を整理しています。あわせて、危機管理等の各種マニュアルにおいても役割分担を明記し、職員間で共有するなど、組織的な運営体制が整えられています。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	法人の施設長会議への参加や、さいたま市による法令等に関する指導を受けることで、制度改正や運営上の留意点について理解を深めています。 また、さいたま市の療育施設連絡会議に参加し、関係機関との情報共有を図りながら、適正な事業運営に努めています。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	福祉サービスの質の向上に向けて、虐待防止チェックリストで挙げられた意見を踏まえ、支援に関する研修を実施しています。 また、施設の「あり方検討委員会」において利用率向上に向けた取り組みについて協議を行い、決定事項を実行するなど、継続的な改善に取り組んでいます。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	組織の理念や基本方針の実現に向けて、職員配置等について法人本部と協議を行っています。 また、年度当初にはクラス運営の見直しを行い、一部体制を変更するなど、状況に応じた柔軟な運営に取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人において、職員倫理綱領、職員行動規範、人材育成基本方針が策定されており、職員育成に関する基本的な考え方や方針が明確に示されています。 また、令和8年4月採用に向けた就職説明会を実施し、当園を含む3施設の見学会を行うなど、計画的な人材確保に取り組んでいます。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	今年度、法人として人事評価制度を導入し、運用を開始しています。今後は、評価結果を人材育成や職員の意欲向上につなげていくことが期待されます。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	法人として、職員相談窓口（事務局）および外部の「こころの相談室」を設置し、職員が相談しやすい体制を整えています。 施設内においても個別面談等を実施し、職員の困りごとや心配ごとに対する相談対応が行われています。 また、行事の反省会や保育の振り返りの場を通して、職員一人ひとりが意見を述べやすい環境づくりに努めています。 一方で、育児時短制度は設けられているものの、現状では十分に活用されているとは言えず、業務効率化の観点からも、今後さらなる改善が求められます。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	今年度、法人として外部の専門家を活用した人事評価制度を導入し、人材育成に向けた取り組みを開始しています。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人において人材育成基本方針が策定されており、これに基づき、新人研修や主任研修等の階層別研修をはじめ、業務に必要な各種研修について計画的に実施されています。 また、施設内においても、施設内研修、法人内研修、外部研修を組み合わせた研修計画を立て、職員の資質向上に向けた取り組みが行われています。
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	施設内研修では、児童発達支援事業に携わる職員として必要な課題をテーマに、職員が講師となって研修を実施しています。 また、外部研修に関する情報を全職員に周知するとともに、個々の職員に適した研修については参加を促すなど、主体的な学びを支援しています。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れに関する各種マニュアルを整備し、社会福祉士、保育士、介護体験、小・中学校教諭等、さまざまな分野の実習生を受け入れています。 それぞれの実習内容に応じたプログラムを用意し、計画的に実習を実施しています。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人のホームページにおいて、理念や基本方針、提供するサービスの内容等を分かりやすく公開し、利用者や関係者が必要な情報を適切に得られるよう配慮しています。これにより、事業運営の透明性を確保するとともに、法人の取り組みへの理解促進が図られています。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	財務に関しては、法人として外部の専門家による監査を実施し、適正な会計処理および財務管理の確保に努めています。これにより、経営の透明性や信頼性の向上が図られています。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	隣接する保育園との交流保育を実施し、日常的な関わりを通して子ども同士の交流を深めています。 また、活動の一環として地域の図書館での図書の貸し出し利用や、ファストフード店での買い物体験を行うなど、地域資源を活用した社会体験活動が行われています。 さらに、中学生による職場体験の受け入れにおいては、子どもたちと一緒に遊ぶ機会を設け、双方にとって良い学びの場となっています。
II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの受け入れに対する基本的な考え方や姿勢が示されており、あわせて受け入れに関するマニュアルも整備されています。これにより、円滑かつ適切な受け入れ体制が整えられています。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との適切な連携が図られるよう、区役所、保健センター、療育センター、他事業所との連携により得られた情報を職員間で共有しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	さいたま市中央区地域協議会およびその下部組織である児童ワーキングの会議や勉強会に参加し、地域における福祉ニーズや課題の把握に努めています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	児童センターに赴き、発達に不安のある保護者を対象とした相談対応を行うとともに、保健センターで実施されている親子教室に参加し、ケース検討に関わっています。 また、中央区育成支援制度適用委員会に参加し、保育園児の加配に関する審議を行うなど、関係機関と連携しながら地域における発達支援体制の充実に努めています。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	利用者を尊重した福祉サービスの提供について共通理解を図るため、理念、基本方針、倫理綱領を年度当初に全職員で確認しています。 また、虐待防止・身体拘束防止に関する研修の実施や、人権意識振り返りシートを用いた自己点検を年1回行うなど、職員一人ひとりの意識向上に向けた取り組みが継続的に行われています。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	法人において個人情報に関する基本方針および個人情報保護規程が定められており、職員は年1回、個人情報保護に関する研修を受講しています。 また、施設の重要事項説明書において、個人情報を適切に取り扱う旨を明記するとともに、契約時には個人情報使用同意書を取得するなど、適切な管理に努めています。 施設内での面談については、可能な限り個室で実施するなど、利用者のプライバシーに配慮した対応が行われています。
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者が福祉サービスを選択する際に必要な情報提供については、施設の概要や事業内容を法人のホームページに掲載しています。あわせて、パンフレットや施設公開「すぎの子ひろば」のチラシを児童センター等に設置するなど、幅広い周知に努めています。 また、保健師を対象とした施設見学会を3回実施し、延べ10名が参加するなど、関係機関への理解促進にも取り組んでいます。 利用希望者からの見学については随時受け入れており、園の事業内容や支援の特徴について丁寧な説明を行うなど、安心して利用につなげられるよう配慮しています。
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	利用開始にあたっては、重要事項説明書、契約書、個別契約書を用いて丁寧に説明を行い、内容について同意を得ています。 また、その際の面談を通して、子どもの状況や家族のニーズを詳しく聞き取るなど、利用者理解を大切にした対応が行われています。
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	幼稚園や保育園への移行を希望する利用者に対しては、フォローグループや保育所等訪問支援事業の案内を行っています。 また、学校を含む移行先の意向に応じて、電話や書面、面談等により子どもの状況について丁寧な引き継ぎを行うなど、円滑な移行に向けた支援が行われています。 あわせて、相談支援を利用している場合には、移行後も継続して利用できることを伝え、切れ目のない支援につなげています。
III-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	利用者アンケートを年1回実施し、利用者の意見やニーズの把握に努めています。 また、懇談会や面談等の機会を通して寄せられた意見や要望についても随時受け止め、改善に向けた取り組みが行われています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	重要事項説明書において、苦情等の申立先として、施設内および法人内の窓口に加え、第三者委員、県や市の相談窓口を明記し、利用者が相談しやすい体制を整えています。 また、匿名による利用者アンケートを年1回実施し、率直な意見の把握に努めています。 さらに、玄関にご意見箱および専用紙を設置し、寄せられた意見に対しては回答を行い、その内容を掲示するなど、透明性をもって対応しています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	重要事項説明書に記載された苦情申立先について説明する際や、面談等の機会を通して、気になることや意見があればいつでも相談できる旨を利用者に伝えています。 また、面談にあたっては、意見を述べやすい個室を設けるなど、安心して話ができる環境づくりに配慮しています。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	利用者からの相談や意見については、ご意見箱や利用者アンケート、面談・懇談会等を通して把握し、速やかに職員間で検討を行ったうえで、適切な対応につなげています。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	法人において事件・事故対応マニュアルが策定されており、施設内ではヒヤリ・ハット事例を通して危険箇所やリスクを共有し、事故防止に向けた取り組みが行われています。 また、事故が発生した際には、支援に関わる職員間で状況の検証を行い、再発防止に向けた対策を講じるなど、安全管理の向上に努めています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対応マニュアルに基づき、感染症の予防および発生時の対応を適切に実施しています。感染症対策委員会においては、感染症に関する保護者への確認事項を定め、対応の統一を図っています。 また、法人の看護師による感染症に関する研修を実施し、職員の知識向上に努めています。日常的な対策として、手洗いや手指消毒、玩具の消毒等を徹底するなど、感染症予防に向けた取り組みが行われています。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	法人の危機管理計画および施設の消防計画に基づき、火災や地震等の災害対応について定めるとともに、水害時の避難確保計画も策定しています。 防災訓練については、月1回実施しており、そのうち1回は消防署立会いのもとで行っています。また、不審者対策訓練は年1回、警察署立会いのもと、近隣施設と合同で実施するなど、実践的な訓練に取り組んでいます。 さらに、法人として職員の安否確認システムを導入し、災害時の迅速な対応体制の整備が図られています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されており、施設内の接遇・支援マニュアルとして整備されています。これらのマニュアルは年度当初に職員へ周知され、支援の質の統一が図られています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法については、年1回の見直しを行い、必要に応じて内容の更新や改善を図るなど、支援の質の維持・向上に努めています。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	アセスメントに基づく個別支援計画については、利用開始前の面談を通して、子どもの状況や保護者のニーズを丁寧に聞き取ったうえで作成しています。 計画の作成にあたっては、施設内の専門職による指導や助言を参考にしながら、担任および児童発達支援管理責任者が連携して取り組んでいます。

<p>Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>個別支援計画の評価および見直しについては、保護者のニーズを把握したうえで、少なくとも6か月に1回実施し、子どもの状況に応じた支援内容の適切な更新が行われています。</p>
<p>Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>個別支援計画については、保護者の同意を得た後、施設内の職員間で回覧し、内容の周知を図っています。 また、個別支援計画に基づく支援の実施状況については、日々記録を行い、継続的な支援の振り返りに活用しています。</p>
<p>Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>法人において個人情報に関する基本方針および個人情報保護規程が定められており、全職員は年1回、個人情報保護に関する研修を受講しています。 また、全職員が秘密保持および個人情報保護に関する誓約書を提出するなど、情報管理に対する意識の徹底が図られています。 利用者の記録等については、保存箱にて5年間適切に保管するなど、個人情報の適正な管理が行われています。</p>

A 個別評価基準

A-1 利用者の尊重と権利擁護

	第三者評価結果	コメント
A-1-（1） 自己決定の尊重		
A-1-（1）-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	<p>子どもの年齢やニーズに応じて、低年齢児の母子通園、毎日登園する通園クラス、幼稚園・保育園に在籍する子どもへのフォローを行うクラスの3つを編成し、適切な支援体制を整えています。</p> <p>手指活動では、複数の活動内容を準備し、子どもが自ら選択して取り組めるよう配慮されています。また、散歩や園庭での自由遊びを取り入れ、十分に身体を動かして遊び込める環境が整えられています。</p> <p>生活ルールに関する支援については、一人ひとりの発達段階に応じて伝え方を工夫し、理解を深めながら自発的に行動できるよう支援が行われています。</p>
A-1-（2） 権利侵害の防止等		
A-1-（2）-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	<p>「障害児支援施設虐待防止マニュアル」を整備し、マニュアルの読み合わせや研修の実施、チェックシートを用いた振り返り等を通して、職員間で情報共有を図りながら理解と意識の向上に努めています。</p> <p>また、家族に対しては、重要事項説明書の配布や事業計画書の掲示、ポスター掲示等を通じて、権利擁護に関する取り組みを分かりやすく周知しています。</p>

A-2 生活支援

A-2-（1） 支援の基本		
A-2-（1）-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	<p>個別支援計画に基づき、着脱や食事、集団への適応力、人と関わる楽しさなど、子ども一人ひとりの発達状況に応じた基本的動作の習得や社会性の育成に向けた支援が行われています。</p> <p>支援にあたっては、家庭と連携し、子どもの主体性を尊重しながら、見守る姿勢を大切にしながら実践されています。</p> <p>また、保護者に対しては、要望に応じて行政手続き等の各種サービスについて説明を行い、必要な支援につながるよう配慮されています。</p>
A-2-（1）-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a	<p>子どもの状況や特性に応じて、写真カードを用いた視覚的な支援を取り入れるなど、分かりやすいコミュニケーション手段の工夫が行われています。</p>
A-2-（1）-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	<p>利用児からの発信があった際には、必要に応じて別室で気持ちを丁寧に聞き取り、その内容を記録のうえ職員間で共有しています。</p> <p>また、保護者から相談が寄せられた場合には、園長および児童発達支援管理責任者へ報告するとともに、必要に応じて会議で検討を行い、その結果を個別支援計画に反映するなど、組織的に対応する体制が整えられています。</p>
A-2-（1）-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	<p>日中活動については、個々の個別支援計画の内容を踏まえ、多様なプログラムの実施や新しい遊びの提供に努めています。</p> <p>また、地域から案内のある余暇活動等の情報を掲示し、保護者へ積極的に情報提供を行うなど、地域資源の活用にも配慮した取り組みが行われています。</p>
A-2-（1）-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a	<p>職員は、園内研修や外部研修に積極的に参加し、研修内容の共有を通して専門知識の習得や支援スキルの向上に努めています。</p> <p>また、子どもの登園前や降園後にはクラス間で打ち合わせを行い、支援方法について検討・共有することで、子どもの成長や発達段階に応じた適切な支援を目指しています。</p>
A-2-（2） 日常的な生活支援		
A-2-（2）-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a	<p>基本的な生活習慣の支援については、子どもの心身の状況を丁寧に観察し、保護者と話し合いを重ねながら、子どものペースに合わせたスモールステップでの支援が行われています。</p>

A-2-(3) 生活環境		
A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a	活動前には活動場所の安全確認を行い、適切に準備を進めています。活動後には生活環境の清掃を実施し、清潔で快適な環境づくりに努めています。 また、月1回チェックリストを用いた遊具点検を行い、その結果を毎月玄関に掲示するなど、子どもや保護者が安心・安全に利用できる園内環境の整備が図られています。
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a	作業療法士が子どもの生活状況や活動の様子を観察し、職員と情報交換を行いながら、生活動作の支援につなげています。 また、月に1回程度、医師、言語聴覚士、心理士が来園し、年1回、子どもと保護者が個別相談を受ける機会を設けるなど、専門職と連携した支援体制が整えられています。 さらに、保護者を対象とした専門職による勉強会を開催し、家庭における日常的生活訓練への取り組みを支援しています。
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	非該当	
A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	非該当	
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a	音楽遊びや手指操作遊びについては、一人ひとりの意向や興味に合わせて活動を選択できるよう支援しています。 社会体験活動として、図書館の利用やファストフード店での買い物体験を行うなど、日常生活につながる実践的な取り組みが行われています。 また、近隣の保育園との交流保育を実施し、年4回、地域の子どもと触れ合う機会を設けています。あわせて、保護者の希望に応じて交流保育に同行できる体制を整えるなど、家庭との連携にも配慮した取り組みが行われています。
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a	幼稚園や保育園、他事業所の利用等に関する相談があった際には、課題について関係職員で検討を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っています。 また、保護者に対しては、卒園児の保護者から就学に関する話を聞く学習会の開催や、小学校公開の案内等を通して、就学に向けた取り組みを行っています。 地域に関する情報については、クラス前への掲示や玄関でのポスター掲示、資料配布などにより、分かりやすく情報発信が行われています。
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a	入園にあたっては、アセスメントを実施し、細やかな聞き取りを行うとともに、必要に応じて家庭訪問を実施するなど、丁寧な受け入れの取り組みが行われています。 また、職員は連絡帳や送迎時のコミュニケーションを通して、園での生活や家庭での様子について情報交換を行い、保護者との連携を深めるよう努めています。

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援		
A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a	活動プログラムは、一人ひとりの発達や特性を的確に把握するとともに、クラス全体の発達段階を踏まえ、関係職員で協議のうえ作成されています。あわせて、専門職と連携しながら、生活習慣の習得や社会生活への適応力の向上につなげる支援が行われています。 就学移行支援については、学校との情報共有や相互理解を図り、円滑な学校接続に向けた取り組みが行われています。また、保護者が安心して就学準備に臨めるよう、気持ちに寄り添った関わりを大切にし、必要に応じて専門職等と連携しながら家族支援が行われています。
A-4-(1) 就労支援		
A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	非該当	
A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	
A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	非該当	